

第2回「福岡市市民公益活動推進施策検討委員会」議事録要旨

1 開催日時

平成15年9月2日(火) 10:00～12:00

2 場所

福岡市役所議会棟13階第2特別委員会室

3 議題

(1) 開会

(2) 市民の公益的な活動を活性化し、市民と行政の共働によるまちづくりを推進するための条例の基本的事項について

(3) 閉会

4 出席委員

岡会長，稲舛委員，犬山委員，内田委員，大原委員，川口委員，谷委員，中山委員，浜田委員，平畑委員，藤原委員，正木委員，森田委員，吉田(順)委員，吉田(利)委員，脇園委員

5 傍聴者数

7人

6 議事概要

(1) 市民の公益的な活動を活性化し、市民と行政の共働によるまちづくりを推進するための条例の基本的事項について

事務局より，資料1，2に基づき説明。

(2) 意見交換

(会 長) 資料全体を通して，質問，意見等はないか。

(委 員) 資料2で他都市の条例が掲載されているが，政令市のものが含まれていないのは，参考にならなかったということか。

(事務局) 政令市では，仙台市と横浜市が条例を制定しているが，ともにNPO・ボランティアを対象にした条例であり，内容的にもやや性格が異なることから，掲載しなかったものである。

(委 員) 他都市の条例は，NPOに主眼を置いているという印象であるが，本市の条例は，自治会・町内会まで意識しているという点で一步前進だと思う。しかし，今後，NPOに対していろいろな施策を展開して行くに当たっては，自治会・町内会ときちんと分けるべきで，混在させるのはいかがかと思う。それぞれに支援のあり方も違うし，置かれている立場も違うので，分けて議論すべきである。そうすることで，先々合理的であるし，他都市より踏み込んだ条例になるのではないか。

- (会 長) 市民公益活動団体の定義を変えよということか。それとも、定義はこのままでいいので、二つのグループがあるということを前提に議論を分けよということか。
- (委 員) 定義できちんと棲み分けをすべきである。自治会・町内会を始めとする地域組織も、NPOも、広義では同じ市民公益活動団体でいいが、具体的には分けて捉えたほうがいい。
- (会 長) 市民公益活動団体の定義の部分には、「自治会・町内会等の自治組織」と「NPO・ボランティア団体」の二つのグループが入っていても構わないということか。
- (委 員) 構わない。
- (会 長) 他の委員は、この点についてどう思うか。
- (委 員) 町世話人制度の廃止はやむを得ないと思うが、あとの組織をどうしていくのか悩み、検討しているところである。今よりもいい行政のパートナーとしての組織を作っていく必要があるが、新しい組織がない以上、この場でどうすべきとは言えないのでは。
- (委 員) 市民が条例を読んだ時に、自治会・町内会とNPOには、それぞれ別個の性格があるということを感じ取れるような表現にしたい。また、今後、財政支援等について議論する時には、自治組織に対する支援のあり方とNPOに対する支援のあり方とは、分けた方がいいと思う。
- (委 員) 自治会・町内会とNPOは、広義では一緒にいいと思うが、狭義では分けた方がいいと思う。一緒に論じるのは窮屈であり、市の新・基本計画でも、別々の項目となっている。広義では同じ市民公益活動団体であるが、この条例は、市とNPOとのパートナーシップのあり方にしぼり、自治組織に関することは、別途、きちんと整理したほうがいい。一つの条例で別々に規定を置き、半分は関係があるが、半分は関係がないという状況よりも、分けた方が結果的にはやりやすいのでは。
- (会 長) この条例から、自治会・町内会を外すということか。
- (委 員) 極論すれば、外した方がいいと考える。
- (会 長) そうなると、他の委員の意見も聴かなければならない。
- (委 員) 市民の間では、町世話人制度が廃止された後、地域がどうなるのかという不安がある。地域をよくするためには、自治会・町内会だけでなくNPOの力も必要である。したがって、分けるよりも、一つの条例の中で別々の枠として生かして欲しい
- (委 員) 地域が大事であるというのであれば、自治会・町内会の議論が終わるまで待たなければならない。
- (委 員) 自治会・町内会の活動は、完全に停滞しているというわけではなく、自主的な活動はずっと続いており、大多数のところはやれている。それを受けて、コミュニティ自律経営市民検討委員会では、コミュニティの自律経営に向けた取り組みを行っていかねばならないということと、NPO・ボランティア団体の育成が大事であるという提言が出された。その流れを受け、条例の骨子案が出されたのだから

ら、地域自治組織とNPOを別々の条例に分けるのではなく、一つの条例の中であり方を議論し、場合によっては、項目を分けるなど両論併記の形にしてはどうか。

(委員) 自治会・町内会とNPO・ボランティアを別のものとして感じているような気がする。市民は、社会的な参加意欲を持って、NPOやボランティア活動を行っていると思うが、自治会・町内会も市民自治を目指すのなら、自治を目的とする地域のNPOになるべきである。そして、その中に体育振興会や女性協会などが入ってきて、それぞれにNPOとして育っていくと思う。したがって、これは一緒に考える問題であって、別々に考える問題ではないと思う。

(委員) 広い意味では一緒にいいと思うが、個別の施策は別である。NPOに対しては、市が金銭的な支援を直接するのではなく、寄附したい人ができるような仕組みづくりをしたり、ボランティアをしてもいいという人とボランティアを求めているNPOをつなぐような場づくりや事務的な支援が考えられる。しかし、なくてはならない自治会・町内会に対する支援のあり方とは、おのずと違ってくるのではないか。自治会・町内会がやめたと言った場合は困ることになる。垣根を作れというのではなく、支援を特化するために分けるということである。そのためには、条例を二つに分けてもいいし、一つの条例の中で併記しても構わない。ただ、一緒に議論するのは、具体的に困っている部分を条例化して推進しようとする仕掛けとしては、わかりにくくなると思うし、町世話人制度の廃止により、コミュニティをどう活性化しようかという議論まで戻らなければならなくなるのでは。

(会長) 一緒に議論しないと解決しないのではということで、議論がなされてきた。また、別々に分けることに無理があるのではという議論もあった。

(委員) 地域で育ってきたNPOやボランティア団体の活動を助成金で支援できるような体制づくりを考えるべきではないのか。

(委員) 市の施策を展開するNPOに対して、補助金を交付することは当然あると思うが、ごく限られた場合でいいと思う。自主財源でやっていけるNPOもたくさんあり、そういったNPOを育てる仕組みでないと、役に立っているから財政支援するのが当たり前ということにはならない。

(委員) 広い意味では、自治会・町内会とNPOが同じ市民公益活動団体であるという理解があるのなら、条例に基づいた行政の施策のところでは、自治会・町内会とNPOを分けるべきとの意見を言えればいいのではないか。今回、自治会・町内会、NPO・ボランティア、企業などによる公益的な活動を一緒にして市民公益活動と位置づけたことは、非常に画期的なことだと思うし、また、経験上、自治会・町内会がNPO法人になることもあり得るので、自治会・町内会とNPOは、条例の中で一緒にのくりにしておいた方がいいと思う。

(委員) 自治会・町内会とNPOを一緒に考えるのか、分けて考えるのかということについては、「コミュニティの自律経営に関する提言」が出されるまでの間に、論議の積み重ねがあったと思う。自分は、今回から委員として加わったが、その時次第の論議をするのではなく、共通理解があった方がいいのではないか。

- (会 長) この条例から、自治会・町内会そのものを外すとなると、最初から考え直さなければならないが、自治会・町内会も含むが、NPOとは少し性格が違うのではないかという前提で議論できれば、前進すると思う。問題点もあると思うが、慎重に、また、注意しながら進めることができるようこの場を持って行きたい。
- (委 員) 同じ市民公益活動団体でも、自治会・町内会とNPOでは性格が異なるので、それぞれに枠組みを考えた方が、後々動きやすいのではないか。
- (委 員) 町世話人制度の廃止が前提になったような議論もあっているが、自分は廃止に納得していない。町世話人制度が廃止されなければ、自治会・町内会とNPOは一緒のくくりでいいと思うが。
- (委 員) 町世話人制度が廃止されても、されなくても、自治会・町内会はあるので、あまり関係ないのでは。
- (委 員) まちづくり協議会が、自治会・町内会の枠を超えて、ボランティア団体のような活動を行っていることからすれば、自治会・町内会とNPOを明確に分けることは困難であると思う。また、市民公益活動団体の役割として、骨子案では、地域の課題解決が一番に挙げられているが、本来なら、コミュニティ形成の取り組みが第一にあるべきであり、それに主に携わっているのが自治会・町内会である。
- (会 長) 確かに、市民公益活動団体の役割が、地域の課題解決のためだけかという気がする。極めて日常的な地域運営を継続的に進めていくためには、組織活動が必要であり、その中でいろいろな問題が出てきた時に、関わり方にも濃淡が出てくるのではないか。
- (委 員) コミュニティづくりそのものが自治会・町内会の活動であることから、その中で発生する日常的な課題を解決していくという表現の方がいいのでは。
- (会 長) この部分は、重要な話になりそうだ。
ここで、他の視点からの意見もお願いしたい。例えば、「事業者・教育機関等」について意見はないか。
- (委 員) 「教育機関」には、国立から私立まで全て含まれるのか。
- (事務局) 設置主体で区別することは考えていない。どちらも含まれるという考えである。
- (委 員) この条例に関し、教育機関の意見を吸い上げ、反映する方法は考えているのか。
- (事務局) 「コミュニティ自律経営に関する提言」や「新・基本計画」で、連携や共働の相手方として大学等が挙げられていることから、その内容に沿った形で位置づけをした段階であり、調整はしていない。
- (委 員) 今後の見通しは、どうか。
- (事務局) 具体的に役割や共働のあり方を考えるときには、検討が必要になってくると思う。
- (委 員) 条例の中に教育機関や事業者を含めるのであれば、策定の段階から意見を取り入れる必要があるのではないか。地域を考えるうえで、教育機関や事業者の果た

す役割は当然大きく、教育機関でいえば子ども達が地域の中でどのような活動をしていくのかということが将来の地域づくりにもつながって来るので、子ども達と直接関わる教職員やPTAの意見を盛り込んでいくべきだと思う。既に学校と地域の連携が始まっているところもあり、条例ができたので頑張りたいというよりも、策定の段階から何らかの形で意向を取り入れるべきではないか。

- (会 長)「新・基本計画」や「コミュニティの自律経営に関する提言」では、大学という表現はあったが、教育機関という表現はなかった。大学と高校以下の役割は同じなのか。
- (事務局) 大学には、教育だけでなく研究機能もあり、高校等と全く同じではない。ただ、大学に限らず高校等の教育機関には若い人がたくさんいて、ボランティアとの関わりも深いことから、大学だけを挙げるのではなく教育機関としたほうがいいと考えたものである。
- (委 員)「新・基本計画」のくらし・共働部会には、委員としてPTAや大学の先生がいたが、大学だけでなく、小・中学校のことも結構、話題にあがっていた。実施段階では、各種団体の意見を取り入れた方がいいと思う。
- (委 員) 大学だけでなく、高校、小・中学校まで含めた方がいいと思う。地域と学校が連携し、まちづくりを進めるうえでは、直接呼びかけるよりも、子どもを通して大人に意識を持ってもらう方が効果が高いと思う。また、先生によっても意識に違いがあるので、条例で謳えば、呼びかける側としては言いやすくなるし、現場的にみれば意味がある。
- (委 員) 事業者と教育機関をひとくくりにはしているのはなぜか。共通点が何かよくわからない。
- (事務局) 事業者は営利を目的とし、教育機関は非営利であることから、本来は同じものではないが、地域の一員という位置づけで考えた場合には、このようなくくり方もあるのではないかとということで提案したものである。
- (委 員)「事業者・教育機関等」は、市民公益活動団体そのものではないが、補足的な位置づけであると考えていいのか。
- (事務局) 共働のまちづくりを進めていくうえで、いろいろな連携が必要ということからすれば、そのとおりである。
- (委 員) 資料1の条例のイメージ図について、福岡市から市民等に対して一方的な矢印があるのはおかしいと思う。そもそも、共働のまちづくりは、市民、事業者、市が一体となって進めていくべきものであるのに、市と市民等が別枠になっているのは気になる。
- (事務局) 図は、条例の構成がイメージできるように付けているものだが、書き方はもっと工夫したい。
- (会 長) 確かに、施策は市が一方的に決めるのではなく、市民からの要求が成熟してきて、施策として戻っていくものである。
- (委 員)「まちづくり」といえば、全国的に見れば、いわゆるまちづくり三法を踏まえ

た条例が一般的であり、混乱する恐れがあるので、この条例の名称は市民公益活動条例の方がいいのでは。

(会 長) 名称の議論については、あとでしたい。

(委 員) 「事業者・教育機関等」は、市民公益活動団体と連携することによって新たな公益活動に結びつく可能性があると思うが、資料1の条例のイメージ図には現れていない。市の施策の枠組みの中に、職員の意識向上があるのも異質だと思う。また、骨子案の基本理念の部分で、突然、「共働のまちづくり」という言葉が出てくるが、本来なら目的や定義の部分で先に出てくるべきである。同じく、基本理念として「地域の課題解決」が掲げられているが、課題解決だけではまちづくりは進められないので、いかがかと思う。

(会 長) 「まちづくり」だけでは意味が広がりすぎるので、「共働のまちづくり」に絞り込んでいるということをして、うまく表現できればいいのだが。

(委 員) 確かに、「まちづくり」という言葉が途中から出てきて、タイトルにも使われるというのは、おかしい気がするので、目的の部分で「自治都市・福岡」を目指す＝「まちづくり」という表現があってもいいのでは。自治の復権が、すなわち「まちづくり」ということだと思う。

(委 員) 「事業者・教育機関等」については、異質な感じがするので、少し言葉を換えた方がいいと思う。

(委 員) 事業者と教育機関は、存在目的はそれぞれ違うが、たまたま地域にあるという理由で、公益活動に入ってもらわなければならないとなると、役割として厳しいものを求めることになってしまうのではないかと。あくまでも自主性を尊重し、自発的に関わってもらおうということを目指していかなければならないと思う。

(会 長) 今後、議論を深めていく過程で、市民公益活動団体のイメージがもう少し膨らんでいく可能性がある。例えば、小学校と地域が絡んだような活動団体とか、大学の学生と自治会・町内会や福祉関係のNPOと絡んだような団体、あるいは、事業者だけど、どちらかといえば市民公益活動団体として積極的に動いているというようなものが出てくるかも知れない。そういう議論を煮詰めながら、最終的に、すっきりした形にすべきではないか。

(委 員) 人で見ると重なりあいすぎて複雑になるので、組織体で見た方がいいのではないかと。例えば、教育機関でも、大学という組織体が地域貢献で何ができるのかという見方をすればいいと思う。また、市職員の意識向上は、市民としての意識向上なのか、市という組織体としての意識向上なのかによって、大きく異なってくる。

(会 長) 今日は、条例の全体像をイメージしてもらうということで議論を進めたが、これからは部分の議論にも入り、部分の議論が全体像に跳ね返ってきた時に、また全体像の議論をしていきたい。まだまだ議論があるかも知れないが、時間となったのでこれで終了したい。最後に、事務局から次回の日程を説明して欲しい。

(事務局) 次回は、9月30日の午後3時から5時までで開催を予定しているが、会場については、決まり次第連絡したい。